公告第７４号
令和８年９月２９日

変　更　公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　川﨑　祥

令和８年９月１７日付（公告第７１号）で公告した、入札件名「駐屯地受水槽給水ポンプユニットオーバーホール役務 」に係る入札公告の内容を一部変更するので承知されたい。

１　変更内容

入札日時について、「令和８年１０月１日（木）１０時００分」から「令和８年１０月７日（水）１０時００分」に変更する。

仕様書、入札書及び市価調査書について添付のとおり変更する。

２　入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒６７０－０８８１　兵庫県姫路市峰南町１－７０

陸上自衛隊姫路駐屯地　第３５２会計隊姫路派遣隊　契約担当：北島

０７９－２２２－４００１ 内線（３４７）　ＦＡＸ０７９－２２２－４００６（直通）

作成年月日：令和８年９月１６日

駐屯地受水槽給水ポンプユニット
オーバーホール役務

姫路駐屯地業務隊

管理科長	営繕班長	工事企画	管　財	施設管理	作　成

特　記　仕　様　書

1　件　　名　駐屯地受水槽給水ポンプユニットオーバーホール役務
2　場　　所　兵庫県姫路市峰南町１－７０　陸上自衛隊姫路駐屯地
3　役務期間　契約締結日～令和９年３月３１日（水）
4　概　　要　受水槽給水ポンプユニットオーバーホール及び試運転調整　１式
5　一般事項

（1）　本整備は本特記仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」

（2）　本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。

（3）　現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、工期等の変更は行わないものとする。
また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負者の責任において実施するものとする。

（4）　整備実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。

（5）　使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用するものとする。

（6）　請負者は現場代理人等を指定し､関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。

（7）　整備現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。

（8）　整備写真は、着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な段階状況、使用材料、その他監督官の指示するものを整理し、１部を提出するものとする。

（9）　本整備に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。

(10)　本整備実施により知り得た内容に関して監督官の許可無く漏洩してはならないものとする。

(11)　撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官の指示する場所に集積するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。

(12)　本整備は、官側と調整した日時に実施するものとする。

(13)　整備に必要とする電気、水等は請負者が準備することとし、官側より使用する場合は、事前に監督官へ申し出て承認の上、使用料金は官側の算定に基づき、請負者が支払うものとする。

(14)　役務実施時間は、原則平日０８：３０～１７：００とする。
なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。

(15)　請負者は、指定期日までに監督官の指示する書式に基づき必要書類を提出すること。

件　　名	駐屯地受水槽給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ役務	図面番号	１／５
種　　別	特記仕様書	縮　　尺	
作成部隊	陸上自衛隊　姫路駐屯地業務隊管理科		

6　特記事項

（1）　本整備に使用する資材及び消耗品はすべて請負者が用意すること。

（2）　本整備では、ポンプ分解・清掃・整備（軽微な塗装含む)、部品交換、復旧（芯出し調整)、試運転調整を行うものとする。

（3）　本整備で分解整備を行う給水ポンプユニットの仕様は、以下のとおりとする。

名称	規格等	数量	製造元
給水ポンプユニット	製造番号：P14735855 形式：50BNWMB 5.5B ポンプ：50MDPE3 65.5 吐出し量：1725L/min　全揚程：55m 電源：三相 200V 50/60Hz 呼び出力：5.5×5kW タンク内圧：0.49MPa 製造年月：2014 年 11 月	1 基	(株)荏原製作所

（4）　本整備で交換する部品は以下のとおりとし、使用材料は本設備に適合したものを使用するものとする。

部品名	規格等	数量
プレートチェッキ弁	PLCV-50	6 個
0 リング	G-85(3.1×85)	12 個
圧力タンク	BT-10　フランジ付き	1 台
0 リング	G-35(3.1×35)	1 個
フロートスイッチセット	FS-2	6 個
フロートスイッチ延長ケーブル	FS-EC1	4 個
圧力センサ	PSS-1CL(ケーブル 3M)	1 個
ライナーリング	56×68×4.7	18 個
メカニカルシール	EA560M-25	6 個
0 リング	(3.1×200)	6 個
0 リング	(6.98×139.06)	6 個
0 リング	(3.1×180)	18 個
玉軸受	6308DDW CM NS7/SRL	6 個
水切カラー	フカガワ　72×38×6	6 個
水切カラー	フカガワ　55×29.3×5	6 個
玉軸受	6306DDW CM NS7/SRL	6 個
外扇ファン	MDPE　5.5-7.5	6 個
インバータ	INV25.5-F1S-2EP1(STEP3)	6 個
通信基板	OPC-F1-RS	6 個
ＣＰＵ／液面基板	FR3-MN1(VERT4.21)	2 個
電源基板	FR3-POW 1	1 個
ＩＯ基板	FR3-I/O	2 個
操作表示基板	FR3-DS2	1 個
サーミスタ	PTEC-51F-E1(1200L)	1 個
サーミスタ	2.6M	4 個
サーミスタ	4.0M	1 個
換気ファン	109S078UL AC 200V	2 個

（５）　本整備では、部品交換に必要な消耗品を含むものとする。
（６）　整備完了後は、試運転調整を行い異常の有無を確認するものとする。
（７）　本整備に従事する作業員は、健康状態の良好な者とし、事前に腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌(腸チフス菌、パラチフスA菌含)、腸管出血性大腸菌0157、026、0111）を実施し、検査報告書（６か月以内のもの。）の写しを監督官に提出し、承認を受けるものとする。
（８）　本作業完了後、１年間における施工の不備による損傷等は、請負者の負担で修復すること。
（９）　本整備に際し、事前に工程表を監督官へ提出し承認を得ること。なお、作業に伴う断水については土日・祝日の内の１日（５時間程度）を基準とする。

件　　名	駐屯地受水槽給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ役務	図面番号	３／５
種　　別	特記仕様書	縮　　尺	
作成部隊	陸上自衛隊　姫路駐屯地業務隊管理科		

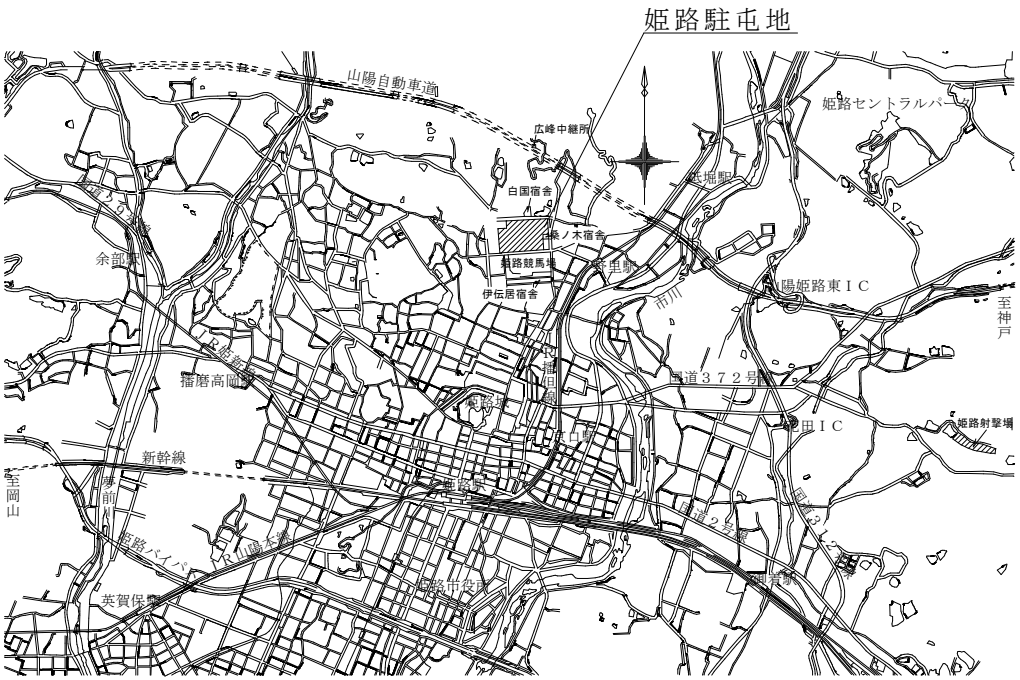

案内図　S=1:100,000

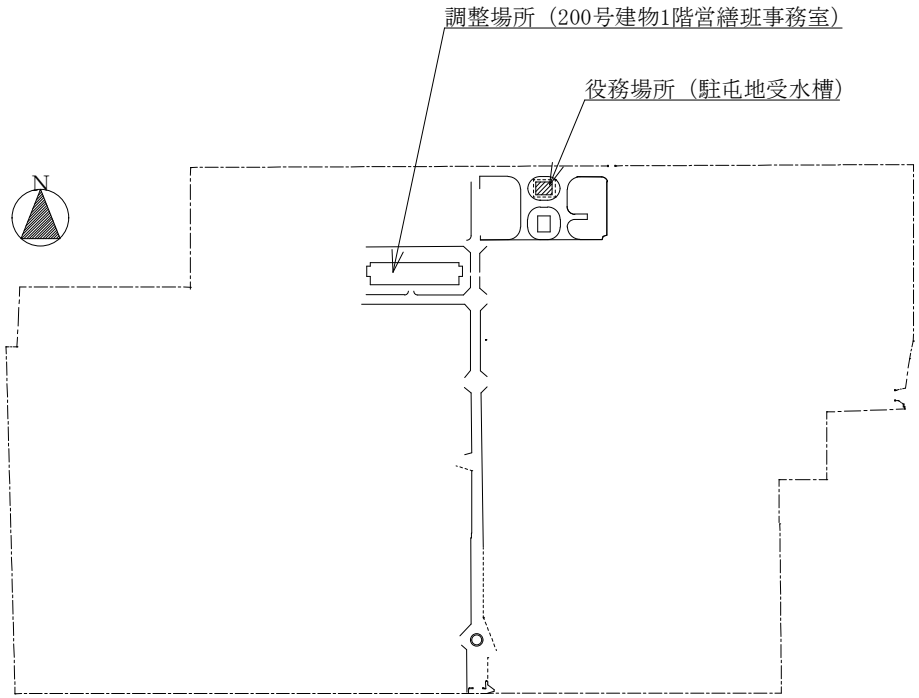

配置図　S=1:6,000

件名	駐屯地受水槽給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ役務	
種別	案内図・配置図	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		4/5

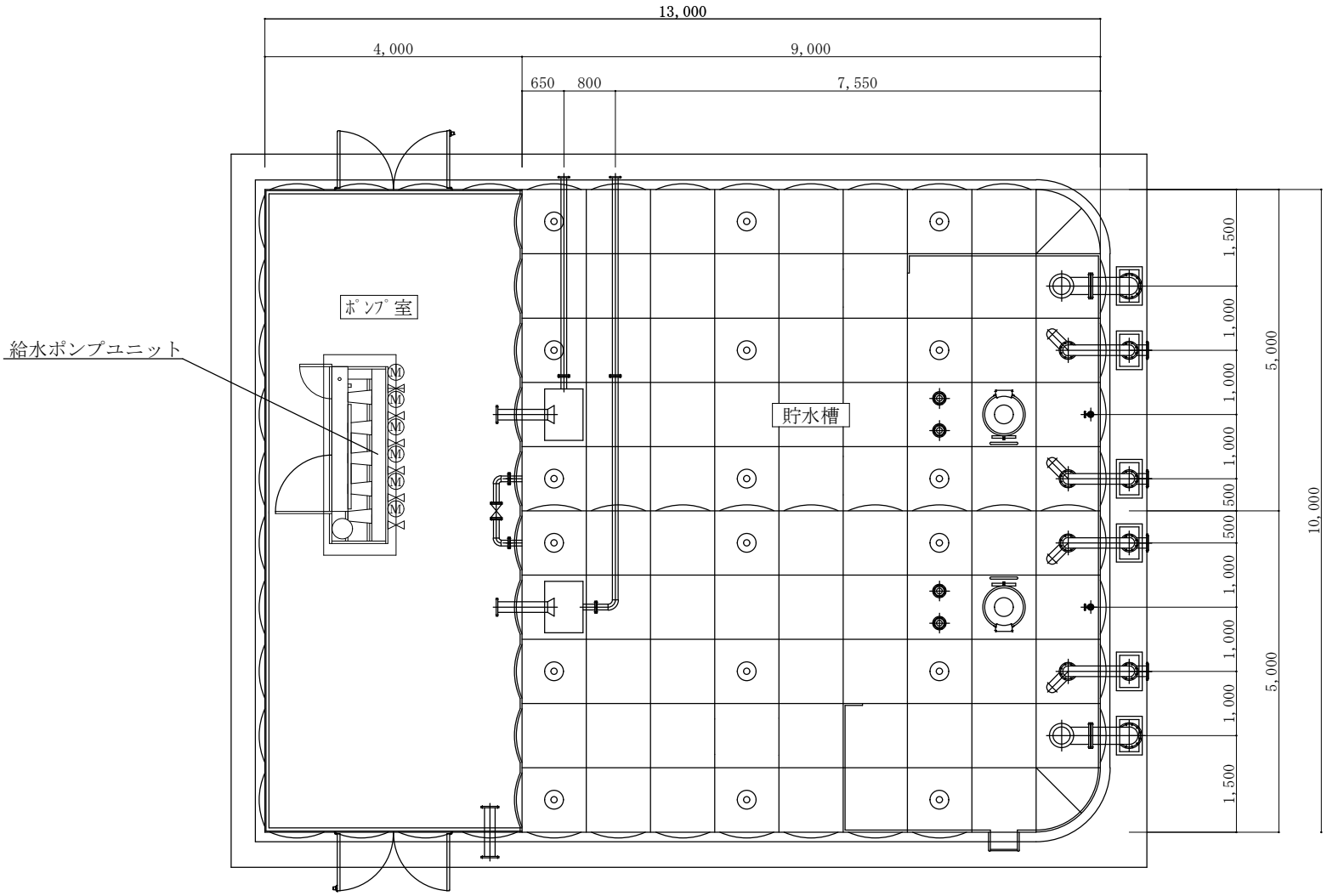

平面図　S=1/100

件名	駐屯地受水槽給水ポンプユニットオーバーホール役務	
種別	受水槽平面図	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		5/5

入　札　書

分任契約担当官陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　　川﨑　祥　　殿

￥＿＿＿＿＿＿＿＿（消費税を含まない。）

１ 件　　名 ： 駐屯地受水槽給水ポンプユニットオーバーホール役務
２ 履 行 場 所 ： 仕様書のとおり
３ 履 行 期 間 ： 令和9年3月31日

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

令和８年10月７日

住所・名称・代表者名

内　訳

※単価・金額には消費税を含まない。

件　　名	規　　格	単位	数量	単　価	金　　額	備　　考
駐屯地受水槽給水ポンプユニットオーバーホール役務	仕様書のとおり	ST	1			

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

市価調査書

10月5日（月）13時までに
提出をお願い致します。
（FAX又はメールで構いません。）

分任契約担当官陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　　川﨑　祥　　殿

￥＿＿＿＿＿＿＿＿（消費税を含まない。）

１ 件　　名 ： 駐屯地受水槽給水ポンプユニットオーバーホール役務
２ 履 行 場 所 ： 仕様書のとおり
３ 履 行 期 間 ： 令和9年3月31日

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

令和８年　　月　　日

住所・名称・代表者名

内　訳

※単価・金額には消費税を含まない。

件　　名	規　　格	単位	数量	単　価	金　　額	備　　考
駐屯地受水槽給水ポンプユニットオーバーホール役務	仕様書のとおり	ST	1			

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。